

平成 30 年 6 月 7 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 福 本 勝 司

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東京都、東京港埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の受注に関する独占禁止法違反により、平成 30 年 6 月 7 日付けで国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関し、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、今後より一層、法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

1 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの

2 営業停止期間

平成 30 年 6 月 22 日から平成 30 年 7 月 21 日までの 30 日間

以 上